

令和8年度白鷹町働くパパ&ママ子育て応援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病児・病後児保育（以下「病児保育」という。）を必要とする保護者が町外施設で実施されている病児保育施設を利用した場合に要する費用の一部を助成し、経済的負担軽減を図ることで子育て支援を推進することを目的として行う白鷹町働くパパ&ママ子育て応援事業（以下「事業」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、白鷹町とする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次条の規定による病児保育を利用する保護者とする。ただし、病児保育を利用した日（以下「利用日」という。）及び助成金交付申請日に、保護者及び当該児童が白鷹町の住民基本台帳に登録されていることとする。

(病児保育の実施)

第4条 病児保育の実施は、置賜管内等の病児保育を提供する保育所等とする。

2 病児保育の利用方法は、提供する保育所等の利用登録、予約等の手順に従うものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる費用は、病児保育の利用に要した費用とする。

(助成額)

第6条 助成額は、児童1日あたり2,000円を上限とする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする者は、利用日から令和9年3月31日までに、白鷹町働くパパ&ママ子育て応援事業利用料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 病児保育施設が発行した利用料に係る領収書等の写し
- (2) 預金通帳の写し（振込先口座が確認できるもの）

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請書及び添付書類を受理したときは、審査の上、助成の可否を決定し、白鷹町働くパパ&ママ子育て応援事業利用料助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他の不正な手段により助成を受けた者があるときには、その者から当該助成した額を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

白鷹町働くパパ&ママ子育て応援事業
 利用料助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

白鷹町長 宛て

申請者（保護者）

住所 白鷹町大字

氏名

印

対象児童との続柄

白鷹町働くパパ&ママ子育て応援事業利用料助成金について、次の通り申請します。
 なお、当該申請の内容について、住所等の確認及び病児・病後児保育機関に問い合わせ
 せることに同意します。

対象児童氏名		生年月日	年	月	日
利用施設名					
利用日 及び 利用料	利用年月日	利用料	申請及び請求額		
	例) R 8年 4月 5日	2, 000円	2, 000円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
	年 月 日	円	円		
申請合計額	円				
振込先口座	銀行・信組 _____ 本店 _____ 農協・金庫 _____ 支店 普通・当座 No, _____ 口座名義人（カナ） _____				

- 添付書類：①病児・病後児保育施設が発行した利用料に係る領収書
 ②振込先口座が確認できるもの（通帳等）の写し

第 号
年 月 日

様

白鷹町長

令和8年度白鷹町働くパパ&ママ子育て応援事業利用料助成金
交付（却下）決定通知書

年 月 日付で申請のあった白鷹町働くパパ&ママ子育て応援事業利用料助成金について、下記のとおり給付することに決定しましたので、白鷹町働くパパ&ママ子育て応援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき通知いたします。

記

助成金給付決定額 円